

建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト
【質問に関する回答】

2021.6.15

番号	質問	回答
1	<p>PRISMの公募要領の3ページ目上に整備済技術や要領（案）作成に着手している技術8とあるのですが、3ページ下に8についての説明書きがあり、「デジタルカメラを用いた配筋の確認検査技術」とありました。デジタルカメラを用いた配筋の確認検査に関する技術は、新たな技術であってもこの公募の対象外と考えてよろしいでしょうか</p>	<p>デジタルカメラを用いた配筋の確認検査技術については、新たな技術であっても公募の対象外とします。</p>
2	<p>本公募事業の対象は公共工事限定でしょうか</p>	<p>「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に規定する国、特殊法人等及び地方公共団体が発注する公共工事が公募対象になります。</p>
3	<p>今回のPRISMにおいて、「対象技術Ⅰ：AI、IoTを始めとした新技術等を活用して土木又は建築工事における施工の労働生産性の向上を図る技術」に関して、「①非接触下における施工管理の効率化」に特に建築工事の配筋検査において、「デジタルカメラを用いた配筋の確認検査技術」が寄与できると考えております。公募要領においても、「デジタルカメラを用いた配筋の確認検査技術」が対象外となるのは、対象技術Ⅱにおいてのみと読み取れます。対象技術Ⅰに対する「デジタルカメラを用いた配筋の確認検査技術」の見解をご教授いただけないでしょうか</p>	<p>「2021年度 建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト 公募要領」3ページ脚注8は技術Ⅱにおいて提案の対象外となる技術を記載しております。技術Ⅰに対する提案内容については、「作業員に限定した健康管理や安全管理に関する提案は対象外」のほか対象外の記述はありませんが、出来形・品質管理に関する基準等が整備済または要領（案）作成に着手している技術（※1）、及び新技術情報提供システム（NETIS）に登録済以外の技術を求めるよう意図しております。公募の提出内容については貴社にてご判断をお願い致します。</p> <p>※1 「2021年度 建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト 公募要領」3ページ脚注8に記載の技術</p>

<p>4</p>	<p>公示資料の内、「公募要領」の記載について、下記の朱色部に関しまして、「国土交通省発注以外の者が発注する工事」での試行も対象となるのでしょうか？</p> <p>基本的な契約は、本省や整備局との契約となると思われませんが、どの様に判断すれば宜しいのでしょうか？</p> <p>(公募要領より抜粋)</p> <p>4. 応募要件等 応募に当たっては、次の要件を満たす必要があります。</p> <p>(1) 応募・試行要件</p> <p>1) 提案内容を国土交通省等が発注している工事（試行実施中に契約中または契約見込みである工事）の現場において2021年度末までに試行すること。なお、試行の内容や 2) に示す取得データの取扱いについて、あらかじめ試行を行う工事の発注者の了解を得ること。</p> <p>2) 試行により取得するデータをクラウド環境等により随時、工事の発注者や 2) に示すコンソーシアムの構成員と共有すること。また、試行終了後、取得したデータを国土交通省に提出すること。 なお、国土交通省以外の者が発注する工事において試行を実施する場合は、取得データを国土交通省に提出することを書面にて発注者に了解を取り、7. (1) に示すヒアリング時にその書面を提出すること。 提出する書面は任意の様式とする。</p> <p>(2) 資格要件等 応募者は、国土交通省等の発注工事を受注している建設業者（建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者）を含むコンソーシアム⁹とし、以下の要件を満たすこととします。また、コンソーシアムの代表者は、提案内容に関する担当責任者を定めることとします。</p>	<p>公募要領P1に記載のとおり、国土交通省等（「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に規定する国、特殊法人等及び地方公共団体）が対象となります。なお、選定された者については、工事契約とは別に本プロジェクトの試行に関する委託契約を地方整備局等と締結する予定です。</p>
<p>5</p>	<p>資料1における「支払対象金額」について 応募様式のうち、資料1には、コンソーシアムの代表者及び構成員を記載しますが、そのうち、それぞれの組織ごとに「支払対象金額」を記載する欄がございます。</p> <p>この欄に記載する内容は、同資料4に記す2021年度「委託契約希望額」の総計の、各社間の内訳を記載するものと捉えておりますが、相違ございませんでしょうか。</p> <p>（資料1の「支払対象金額」の合計と、資料4の「委託契約希望額」の総計が同値であること）。</p>	<p>資料4に記載する必要経費は、複数企業の合計値を記載してください。</p> <p>なお、資料1の「支払対象金額」の合計と、資料4の「委託契約希望額」の総計が同値であることが前提ですが、資料1に記載する各社の支払対象金額についてはおおよその額で構いません。</p>

6	<p>資料1における「支払対象金額」の採択後の取り扱い 仮に応募事業が採択された場合、コンソーシアム上の代表者及び構成員の各組織に、「支払対象金額」に記載された金額が、各々委託費として支払われるのでしょうか。 それとも、コンソーシアムの代表者に一括して支払われるのでしょうか。</p>	<p>委託業務の成果品の引き渡しを完了した後、コンソーシアムの代表者への一括支払いを予定しております。</p>
7	<p>本公募の審査における「ヒアリング」出席者について 7月上旬に予定されている「ヒアリング」出席者は、コンソーシアムに所属しているメンバーであれば、代表者、構成員の中から、自由に選定しても差し支えございませんでしょうか。 仮に、資料1の「担当責任者」が必ず出席しなくてはならない場合、お示し頂く日時や場所によっては、参加が難しい場合が想定されることを危惧しております。 また、出席人数に制限あれば、合わせてご教示願えればと思います。</p>	<p>コンソーシアムの担当責任者の方は原則ご出席のうえ、応募技術について主に説明をして頂くことを想定しております。 出席人数については最大4名（Webの場合は4地点（各地点1名））で予定しており、参加されるメンバーについてはコンソーシアムの構成員であれば指定はありません。</p>
8	<p>4. 応募要件等(2) 資格要件等について、 平成30年度の質問回答では、15. 「資格要件を満足すれば、日本に本社のある企業に限定していません。」とありますが、コンソーシアムの構成員は、日本に拠点のない海外企業でもよろしいのでしょうか。 応募資料の資料1に記載できる法人番号がある企業が対象になるのでしょうか。</p>	<p>公募要領4. 応募要件等（2）資格要件等を満たしていれば、日本に拠点のない企業の場合も法人番号がない場合も対象になります。</p>
9	<p>コンソーシアムの応募代表企業について 応募代表企業については、発注者と委託契約を締結することなどから、試行する工事現場の受注企業とすべきでしょうか。</p>	<p>公募要領4. 応募要件等（2）資格要件等を満たしていれば、代表者について指定はありません。なお、代表者は、提案内容に関する担当責任者を定めることとしています。</p>
10	<p>応募資料2（提案の概要）について 一つの工事現場で複数の技術を提案する場合、提案の概要（資料2）を1枚に取りまとめる必要がありますか。資料2を提案技術ごとに作成しても構わないのでしょうか。 （応募件数は1件とし、一つのコンソーシアムでの応募を考えております）</p>	<p>応募件数1件に対して複数の技術を提案する場合、応募様式の資料2については、 A4 1枚に取りまとめご提出ください。 ※添付資料がある場合は、資料2の指定様式以外にA4 2枚まで提出可とします。</p>

11	<p>①応募資料にて「動画」を提出する方法をご教示下さい。</p> <p>②資料1～4（Excel）と添付資料（PDF）の他に「動画」を別ファイルで提出する場合、ファイル形式やファイル数に指定はあるでしょうか？</p> <p>③資料2（提案の概要）に画像等を張り付けても良いでしょうか？</p> <p>④資料1～4のフォントサイズは10.5pt以上とのことですが、エクセルデータ内で使用しているフォントサイズが10.5pt以上になっていれば良いでしょうか？もしくはA4サイズ1枚で印刷時に10.5pt以上となっている必要があるでしょうか？</p>	<p>①動画を応募資料と別途提出される場合には、事前に提出先まで連絡をしたあと、当方より大容量ファイル送信サービスの案内を送付致します。</p> <p>②ファイル形式はmp4形式でお願いします。また動画の容量として、時間を3分以内及び容量を50MB以内とします。</p> <p>③資料2への画像等の添付は問題ありません。なお、画像添付により指定様式の資料2が2枚以上にならないようお願い致します。添付資料については、指定様式以外にA4を2枚まで提出可としていますので、必要に応じてご検討ください。</p> <p>④A4印刷時にフォントサイズが10.5pt以上となっているようお願い致します。</p>
12	<p>・NETIS登録技術について 公募要領「3. 提案内容（2）対象技術Ⅱ」の後半部分（p3の冒頭）に、以下記載があります。 「新技術情報提供システム（NETIS）に登録済みの技術については提案の対象外とします」 この記述は「対象技術Ⅱ」に対するものに読めますが、「対象技術Ⅰ」については、NETIS登録技術は応募可能でしょうか。</p>	<p>技術Ⅰに対する提案内容については、「作業員に限定した健康管理や安全管理に関する提案は対象外」のほか対象外の記述はありませんが、出来形・品質管理に関する基準等が整備済または要領（案）作成に着手している技術（※1）、及び新技術情報提供システム（NETIS）に登録済以外の技術を求めるよう意図しております。公募の提出内容については貴社にてご判断をお願い致します。</p> <p>なお、新技術情報提供システム（NETIS）に登録済の技術の一部活用した新たな技術であれば応募は可能です。</p> <p>※1「2021年度 建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト 公募要領」3ページ脚注8に記載の技術</p>
13	<p>・応募技術の対応業務について 対象技術Ⅰについて、p2冒頭に以下記述があります。 「土木又は建築工事の施工にあたり」 道路の施工ではなく維持管理業務に関する技術の応募を検討していますが、維持は上記業務範囲の対象となるでしょうか。</p>	<p>公募要領P3の4. 資格要件等（1）応募・試行要件1）に記載の国土交通省等が発注している工事（試行実施中に契約中または契約見込みである工事）において2021年度末までに試行する事が可能な技術であれば維持管理に関する技術についても応募可能です。</p>

14	<p>「資料4」について、「⑥その他経費」の項目に「旅費交通費」、「謝金」といった記入例がありますが、これらは、「間接経費」に含めることはできるでしょうか。</p>	<p>⑥その他経費については直接経費の内訳として計上しているため、間接経費（直接経費の30%を原則）に含みます。</p>
15	<p>PRISM公募、対象技術I応募様式、資料2 R3年度以降の実施予定内容について質問いたします。 該当記載欄に、「当該技術を施行することにより期待される効果と達成目標をできるだけ定量的に記入して下さい。」とありますが、こちらは、来年度以降の試行が決定していない場合でも記載する必要があるのでしょうか？ 単年度での試行の場合も、こちらの項目を記載する必要があるのでしょうか？</p>	<p>R3年度以降の実施予定内容がある場合のみ記載をお願い致します。なお、複数年の計画を記載した場合でも、次年度の継続を保障するものではありません。</p>